

令和 3 年度

教育行政執行方針

美唄市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	学校教育	2
3	社会教育	13
4	むすび	19

1 はじめに

令和3年第1回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について、申し上げます。

地域社会は、「新しい命」の健やか成長があってこそ成り立つものであり、子どもは地域の宝、美唄の未来・希望そのものといえます。

令和3年度では、新たな「第7期美唄市総合計画」で掲げる「生きる力を育む教育と次代を担う人材育成」を重点施策として、子どもたちが「確かな学力」を身につけ、未来を切り拓く資質・能力を育む教育環境の整備に努めてまいります。

これからの社会は、人口知能（AI）等の先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0時代が到来し、社会の在り方そのものがこれまでとは大きく変わりつつあります。

このような急激に変化する時代の中で、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

新学習指導要領では、資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理したうえで、児童生徒を総合的にバランスよく育てていくことを目指しています。

このような資質・能力を育むため、各学校においては、質の高い学びを実現し、児童生徒が学習内容を深く理解し、生涯にわたって能動的に学び続ける力を育むことを目指します。

生涯学習機会の充実については、市民の一人一人が自発的な意思により活動を行うことで、自己を高め、私たちの暮らしに潤いをもたらします。

このため、生涯にわたって学び続け、その成果をまちづくりに生かせるよう、社会状況に対応した多様な生涯学習機会の提供が必要となっています。

教育委員会といたしましては、「第3次美唄市生涯学習推進計画 前期基本計画」のスタートの年であり、「地域に根ざし、暮らしに学ぶ、すべての世代が活躍できるまちづくり」という目指すべき姿を掲げ、地域の豊かな自然や歴史、伝統、文化を生かした学びを推進し、郷土への誇りと愛着を抱くことができる生涯学習活動を推進してまいります。

令和3年度の教育行政の執行に当たりましては、以上の基本的な考え方に基づき、学校教育と生涯学習の推進を両輪としながら、新学習指導要領や新美唄市教育大綱の基本理念に沿って、教育の一層の振興と充実に向けて、市長部局と連携を図り、各分野の施策に全力で取り組んでまいります。

2 学校教育

はじめに、学校教育について申し上げます。

幼児教育の充実

一点目は、「幼児教育の充実」についてでありま

す。

幼児期は、多様な経験の中で学んだ基本的な生活習慣の自立を通じて、生涯にわたる人格形成の基礎を育む重要な時期であり、子どもにとって幼児期にふさわしい生活の中で、発達段階に応じた必要な体験を積み重ねていくことが大切です。

国の幼稚園教育要領や保育所保育指針等においては、「育みたい資質・能力」や5歳児修了時の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として10の姿が明確化されたほか、5歳児のアプローチカリキュラムから小学校就学時のスタートカリキュラムへと繋げ、幼児教育と小学校教育との円滑な接続や、障がいのある幼児・児童・生徒についての特別支援教育の充実など、初等中等教育の一貫した学びの充実が求められています。

このため、全ての幼児教育施設で質の高い教育が提供できるよう、研修・助言の機会の充実や小学校教育との連携・接続の促進など、市長部局と連携を図りながら、幼児教育の一層の充実に努めてまいります。

確かな学力の育成

二点目は、「確かな学力の育成」についてであります。

新学習指導要領では、子どもたちが様々な社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を身に付けることができるよう、各学校において、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を進めるとともに、教育効果を高める

「カリキュラム・マネジメント」を実践することが求められています。

このため、市内小中学校においては、「全国学力・学習状況調査」や「標準学力検査」等の結果の分析を行い、実効性のある検証改善サイクルを確立するため、ICTを活用した授業改善や学習習慣の定着を図るとともに、研修等で講師を招聘し専門的助言を授業へ反映するほか、校長・教頭や教職員により構成される学力向上プロジェクトチームが作成する「確かな学力育成プラン」を活用した授業改善の取組など、校長のリーダーシップのもと、全教職員が一つのチームとなって取り組んでまいります。

これまで、授業改善に必要とされてきた教育環境については、GIGAスクール構想のもと、児童生徒一人一台端末の本格的な活用に対応するため、電子黒板や一部の教科にデジタル教科書を導入するほか、全ての児童生徒の可能性を引き出す教育へと転換し、令和の日本型学校教育の構築を目指した、最適な学びと協働的な学びを実現してまいります。

外国語教育については、児童生徒がバランスの取れた英語力を身に付け、日常的なコミュニケーションを図ることができるよう、英語担当教員や外国語指導助手との連携により、英語力向上に向けた授業改善の取組を進めてまいります。

美唄らしい特色ある教育の推進については、美唄固有の歴史や文化を知り、美唄への誇りと愛着を持ち、地域資源を活用した「地域学・美唄学」の充実を図る

とともに、地産地消を推進した安全・安心な学校給食の提供やふるさと給食の充実、教室での食育の取組とあわせ、子どもたちが農地に足を運び、体験的に農業や食の大切さなどを学ぶグリーン・ルネサンス推進事業を継続し、生きる力やふるさとを愛する心を育む、本市の特色ある食農教育を推進してまいります。

市内道立高等学校との連携については、高等学校施設を活用した中学校との授業交流や小中高が連携した学習会、市内中学生の1日体験入学などの交流のほか、高校が行うPR活動やキャリア教育活動などに対する支援を行ってまいります。

また、各学校が長期休業中や放課後に実施する補充的な学習サポート等については、本市の教育支援ボランティアや退職校長会のほか、高校生や大学生などの協力を受け、実施してまいります。

学校と家庭との連携では、「家庭学習の手引き」の継続活用のほか、各中学校区のテスト期間中に、幼・小・中・高が一緒に取り組む「美唄市家庭学習強化週間」など、望ましい生活習慣と家庭学習の習慣化に努めてまいります。

小中学校の適正配置

三点目は、「小中学校の適正配置」についてであります。

過疎化や少子化の影響を受け、令和3年3月末をもって南美唄小学校及び南美唄中学校の両校が閉校することとなり、同年4月1日より東小学校及び東中学校へ統合することとなりました。

このため、それぞれの児童生徒が新しい教育環境の中で、戸惑いなく夢と希望をもって学校生活を送ることができるよう学校と一体となって取り組んでまいります。

また、少子高齢化や人口減少など新たな地域社会の変化に対応した質の高い教育環境を確保するため、小中一貫校や義務教育学校の導入に向けた協議・検討を進めるなど、引き続き、小中学校と一体となった生涯学習センター構想の検討を進めてまいります。

豊かな心の育成

四点目は、「豊かな心の育成」についてであります。

児童生徒の豊かな心を育成するためには、豊かな情操や社会生活を送る上で欠かせない規範意識、自他の生命の尊重や自尊感情、他者への思いやりなどを育むことが求められています。

このため、児童生徒それぞれの発達段階に応じて、社会奉仕体験活動や自然体験活動、読書活動などの体験活動を通じ、ルールやマナーを身に付けるとともに、互いを尊重し合うやさしさと思いやりの心を育てまいります。

また、道徳教育については、道徳の教科化により、よりよく生きるための道徳性を養う「考え、議論する道徳」の実践に向け、教員の校内研修等の中で指導方法の共通理解を図りながら、児童生徒が命の大切さや道徳的な価値や問題に向き合い、自ら気づくよう、指導の充実に努めてまいります。

不登校児童生徒の対策については、学校と常勤のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携を密にするほか、美唄市生徒指導交流会議の月例開催や適応指導教室への周知を行うなど、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援を行ってまいります。

いじめの対策については、「美唄市いじめ防止基本方針」に基づき、各学校が実施する定期的な調査や教育相談、「仲間づくり子ども会議」の実施を通じて、いじめの未然防止・早期発見につながる取組を行い、「いじめを生まない環境づくり」に努めてまいります。

また、いじめの疑いがある場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校が一体となって対応するよう、各学校への指導を徹底してまいります。

さらに、ネットトラブルの被害者や加害者にならないように、美唄市PTA連合会と連携した「美唄市小中学生ネットスマホルール」の周知を進めるとともに、北海道警察等が作成した啓発パンフレットを活用するなど、情報モラル教育の充実に取り組んでまいります。

教職員による体罰については、学校教育法において厳に禁止されており、児童生徒の人権や人格を侵害する行為であるとともに、いかなる理由があっても、絶対に許されるものではないという基本認識を全ての教職員が自覚し、体罰の防止が図られるよう校長を通じ、全ての教職員に対して指導を徹底してまいります。

す。

家庭内での虐待については、防止・根絶に向けて、学校や市長部局、児童相談所等と連携し、迅速に対応してまいります。

健やかな体の育成

五点目は、「健やかな体の育成」についてであります。

児童生徒の健やかな心身の発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、食への関心を高め、健康的な生活習慣を身につけることが求められております。

このため、朝食の摂取や睡眠時間など、正しい生活習慣を身に付けることが必要であり、家庭と連携して、啓発と指導に努めてまいります。

特に、子どもの食生活の乱れは、肥満や痩身、体力の低下や学力の低下にも関係することから、栄養教諭による食に関する指導を通して、望ましい食習慣の確立や栄養バランスのとれた食生活を促してまいります。

学校給食については、人間の生命の源である食と農をつなぐことによって、人々が協働して自然に働きかけ、食べものをつくり、暮らしを立てるという人間生活の根源を学ぶことができる「生きた教材」であることから、給食を通じて、食の重要性や楽しさ、食と農に関する正しい知識などの定着を図るとともに、ふるさと給食事業による学校給食の質の充実に努め、地域の特性を生かした食農教育を推進してまいります。

このため、学校給食費の徴収・管理に係る「公会計制度」について、令和4年度からの導入に向けた取組を進めるとともに、給食費による保護者の経済的な負担の軽減を図るため、給食費の一部を助成する取組を行ってまいります。

体力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣調査」の結果をもとに、全学年で運動に親しむ意識の醸成を図り、児童生徒の体力の向上に向けた体育の授業改善や活動の充実に努めるほか、縄跳びや持久走など「一校一実践」の継続的な取組を通じて運動習慣の確立に努めてまいります。

歯の健康については、美唄歯科医師会のご指導・ご協力をいただきながら、幼小フッ化物洗口推進事業を継続して実施し、虫歯の効果的な予防に努め、生涯にわたる歯の健康を促進してまいります。

薬物乱用防止教育や防煙教育に関する指導については、美唄警察署や美唄市医師会などの関係団体のご協力をいただき、児童生徒の正しい判断力と行動力を育んでまいります。

特別支援教育の充
実

六点目は、「特別支援教育の充実」についてであります。

特別支援教育については、一人一人の状況に応じた指導内容や指導方法を工夫するとともに、長期的な視点に立ち、幼児期から中学を卒業するまで、切れ目のない一貫した教育支援を行うことが重要です。

このため、スタートシートや個別の教育支援計画・

個別の指導計画はもとより、特別支援教育支援員を配置するなど、児童生徒の学校生活を支援してまいります。

また、教育相談の充実のほか、美唄市特別支援教育連携協議会や関係機関、各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、教職員の資質向上を図るための研修を実施するなど、特別支援教育の充実に努めてまいります。

信頼される学校づくり

七点目は、「信頼される学校づくり」についてであります。

地域に開かれ信頼される学校づくりを進めるには、学校と家庭、地域が教育活動の目標を共有し、共に協働して組織的に課題に対応しながら、学校改善に努めることが大切であります。同時に、保護者や地域住民が、学校と共に地域の教育に責任を負うとの認識のもと、学校運営に積極的に協力していくことも重要であります。

このため、学校を核とした、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう「コミュニティ・スクール」の活動を通じて、家庭や地域が学校運営の基本方針や「学校や地域課題」などを共有し、校長のリーダーシップのもと、地域の方々の幅広い参画による学校運営の改善・充実や、地域づくりに繋げるよう取り組んでまいります。

また、各学校のホームページを利用し、学校だよりや各種行事などの様子を情報発信し、開かれた学校づく

くりを進めてまいります。

就学援助制度については、経済的に厳しい世帯に対する支援として重要な役割を担っていることから、昨年度に引き続き、制度の拡充を図ることとし、学校を通じて「就学援助のお知らせ」の文書を配付するほか、広報メロディーや市のホームページに記事を掲載するなど、保護者の方に制度の周知を行ってまいります。

教育の全市的な取組といたしましては、学校での子どもたちの様子を多くの市民の皆さんが参観することにより、学校教育への関心と理解を深め、学校と地域との連携を強化することを目的とした「美唄市教育の日 地域一斉参観日」を引き続き、実施してまいります。

教職員の不祥事防止に向けては、服務に関する研修資料を効果的に活用しながら、職場研修や個人面談の一層の充実を図り、法令や服務規律の遵守について、徹底を図ってまいります。

学校における働き方改革については、教職員が心身ともに健康を保ち、誇りとやりがいをもって働くことができる環境を整え、児童生徒と向き合う時間を確保することにより、効果的で質の高い教育活動を持続的に行うことができるよう、「教職員の働き方改革アクション・プラン」に基づき、着実に推進してまいります。

部活動については、「美唄市の部活動の在り方に関する方針」に基づき、教師の部活動指導における負担

が過度にならないよう指導、運営に係る体制を構築するなど、学校教育の一環として、部活動が持続可能なものとなるよう取り組んでまいります。

教職員の健康管理については、管理職からの声かけや学校での個別相談のほか、ストレスチェックを実施するなど、教職員の健康・メンタルケアの充実に努めてまいります。

登下校時などの安全対策については、学校安全マップの活用や地域の方々のご協力をいただき、登下校時の見守りや交通安全指導、通学路の安全点検を行うほか、学校では、外部からの侵入者等への対策として、美唄警察署のご協力をいただき、防犯訓練等を実施してまいります。

また、防災教育の一環として、市長部局と連携し、児童生徒が防災について考える「1日防災学校」を引き続き、実施してまいります。

教職員研修の充実

八点目は、「教職員研修の充実」についてであります。

学校ごとの課題に対応した校内研修の充実をはじめ、研究指定校事業を継続して実施するとともに、各種研修会への積極的な参加を通じて、専門的知識や技能の習得を図り、教職員の資質の向上に努めてまいります。

また、本市の教育関係職員を対象とした美唄市教職員サマーセミナーを開催し、美唄の歴史や産業などを学び、授業等に生かしていくことができるよう郷土史

料館などを活用した「ふるさと美唄研修」等の研修を引き続き、実施してまいります。

学校施設の整備

九点目は、「学校施設の整備」についてであります。

学校施設については、令和4年度からの東小学校大規模改修工事に向けた実施設計を行い、安全・安心な教育環境の整備に努めてまいります。

3 社会教育

次に、社会教育について申し上げます。

青少年の健全育成

一点目は、「青少年の健全育成」についてであります。

少子高齢化や核家族化の進展、地域の人間関係が希薄化しているなど、青少年を取り巻く社会・生活環境が大きく変化していることから、地域との連携・協働等による社会全体で青少年が健やかな成長を積み上げていくことができるよう、安全・安心な環境をつくることが重要となっております。

青少年の健やかな成長を支える取組としましては、スポーツ・ダンスなど各種体験教室や優良青少年表彰などを継続するほか、子どもたちを犯罪やインターネット上のトラブルから守り、安全な地域をつくるため、引き続き、学校・家庭・学校支援地域本部や子ども会育成連絡協議会等と連携し、必要な指導と啓発を行ってまいります。

放課後児童施設については、子どもたちが放課後に安心して過ごせる家庭に代わる生活・成長の場として、引き続き、安全・安心な施設の管理運営に努めるとともに、中央小学校区施設の改修を行い、利用する児童の生活環境の向上に努めてまいります。

生涯学習活動の充実

二点目は、「生涯学習活動の充実」についてであります。

市民の皆さんが、地域に根ざし、生涯にわたって学び続け、その学びの成果をまちづくりに生かせるよう、多様な生涯学習機会の提供が必要となっております。

このため、地域の人材等が相互に連携して、地域資源を活用した美唄の歴史・文化の保全と活用について検討するとともに、美唄の歴史、文化を掘り起こし、次世代に伝える「地域学・美唄学」の取組みを進めてまいります。

次に、郷土史料館については、令和2年度の沼貝村130年、美唄市制施行70年の歴史を節目として、学芸員を配置し、地域の人材の記憶や貴重な経験などを活用した「地域学・美唄学」の拠点施設としての取組を進めるとともに、本市の歴史的資料の収集、保管、展示及び調査研究など、これらと関連する事業の充実に努めてまいります。

また、特別展・企画展については、公益財団法人北海道埋蔵文化財センター等と連携し、展示の実施回数や内容の充実に努めるとともに、体験講座について

は、文化芸術に関する講座や講演会など、様々な講座を企画してまいります。

さらに、収蔵史料のデジタル化を進め、史料の保存と活用に繋げるため、必要なデジタル機器の整備を行ってまいります。

次に、図書館については、市民の皆さんが読書活動を広げ、深めることができるよう、蔵書の充実を図るとともに、資料や情報を求めている人と適切な情報源を手助けして結びつけるレファレンスサービスの充実に努めてまいります。

また、企画展示や宅配サービス、インターネット予約サービスなど、指定管理者と連携を図りながら利用しやすい図書館づくりに努めてまいります。

移動図書館車については、老朽化していることから、更新を行い、巡回による図書サービスの向上に努めてまいります。

子どもの読書活動については、「第4次美唄市子ども読書活動推進計画」のスタートの年であり、子どもが言葉に親しむ中で、表現力や豊かな想像力を育むよう、幼児期から本に親しむ機会を提供するブックスタート事業や本の読み聞かせなどを継続するほか、学校配本事業等により、子どもの読書習慣を育成する環境づくりを進めてまいります。

文化芸術の振興

三点目は、「文化芸術の振興」についてであります。

文化芸術の振興については、新型コロナウイルス感

感染症の感染防止対策を講じるとともに、文化活動団体等との連携により、市民文化祭をはじめとする文化芸術の発表機会の確保と、鑑賞や体験できる事業を実施してまいります。

また、教育委員会に「地域おこし協力隊」の職員を配置し、市内の文化芸術活動などについて、広く情報の提供や活動を広げるための支援を行うなど、市民の皆さんに文化芸術に参加する機会と触れる機会の充実に努めてまいります。

公民館・市民会館については、市民の皆さんの相互の交流や文化活動の充実に繋がるよう利用促進に努めてまいります。

安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄については、美術館の魅力を市内外に発信するとともに、文化芸術の交流などが促進されるよう、適切な管理運営に努めてまいります。

また、水の広場の大理石修繕やろ過器の改修などを行い、美術館全体の計画的な保全、整備に努めてまいります。

文化財等の保護

四点目は、「文化財等の保護」についてであります。

市内にある北海道及び市指定文化財については、いずれも美唄市や北海道の歴史に関する貴重な文化財で、市民の生活や風習との関わりを持ち、また地域の推移を知る上で欠くことのできない文化遺産であります。

有形文化財である美唄屯田兵屋等については、現在の状態での維持・保存に努めるとともに、無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊りについては、保存会との連携を図ってまいります。

日本遺産登録の構成文化財である旧栄小学校校舎と体育館については、改修に係る実施設計を実施してまいります。

また、炭鉱メモリアル森林公園の竪坑櫓については、保全に向けた現況調査・設計を実施してまいります。

さらに、旧東明駅舎及び4110形式十輪連結タンク機関車2号については、クラウドファンディングに寄せられた寄附金を活用し、保存に向けた駅舎屋根の補修や機関車の整備を行ってまいります。

社会教育施設の充実

五点目は、「社会教育施設の充実」についてであります。

社会教育施設については、市民の皆さんをはじめ、様々な方の自主的、積極的な活動の場として、安全で快適に供することができるよう適切な管理運営に努めてまいります。

このため、市民の皆さんが利用しやすい適切な施設の管理運営について指定管理者と連携し、施設の維持管理を図ってまいります。

生涯スポーツの振興

六点目は、「生涯スポーツの振興」についてであります。

生涯スポーツの振興については、「スポーツ健康都市宣言」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じるとともに、子どもから高齢者、性別、障がいの有無に関わらず、市民の皆さんが生涯にわたって健康で生き生きと暮らすことができるよう、基礎体力の向上を目的とした体力づくり教室、スポーツや競技会・レクリエーションなどの各種大会等の開催を通じて、生涯スポーツの推進に取り組んでまいります。

こうした環境づくりや事業等の推進にあたっては、スポーツ推進委員をはじめ、美唄市スポーツ協会や関係団体等と連携・協働しながら進めてまいります。

スポーツ大会の誘致

七点目は、「スポーツ大会の誘致」についてであります。

スポーツ大会の誘致については、市内にあるスポーツ施設を活用した大会の誘致を行うとともに、軟式野球連盟や美唄ブラックダイヤモンド球団、プロ野球OB団体と連携し、北海道地区代表決定戦や全国少年軟式野球大会の共催、さらには、小中学校の全道規模のテニス大会など、大会誘致に向けて取り組んでまいります。

スポーツ施設の整備

八点目は、「スポーツ施設の整備」についてであります。

スポーツ施設については、安全で快適な利用環境を整えるため、施設の適切な維持管理に取り組んでまい

ります。

また、総合体育館については、アリーナ及びサブアリーナの床改修を、市営球場については、外野フェンスの安全対策など、施設の整備を実施してまいります。

4 むすび

以上、令和3年度の教育行政における主要な方針について申し上げました。

去年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本市においても小中学校の臨時休業措置を行い、長期にわたって子どもたちが学校に通えない状況となりました。

子どもたちからの「勉強が遅れることが不安」、「友達に会いたい」という声を真摯に受け止め、学校再開後には、感染症対策を講じながら最大限、子どもたちの健やかな学びを保障できるよう、学校の授業における学習活動の重点化や次年度以降を見通した教育課程編成に取り組んできたところであります。

私は、美唄の子どもたちが、「予測困難な時代」にあっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれが思い描く幸せを実現するとともに、学校で学んだことが、子どもたちの「生きる力」となって、明日に、そしてその先の人生につながってほしいと考えています。

教育委員会といたしましては、学校、家庭、地域の連携・協働を一層深め、地域総がかりで、子どもたち

が未来社会に力強く生きていく力を育んでいくために、全力で取り組んでまいります。

市民の皆様及び市議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。